

## 匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成26年7月17日(木)

10:00~11:00

市民ふれあいセンター 1階 第1会議室

(司会)

定刻になりましたので始めさせていただきます。司会進行につきましては、産業振興課長の林が務めます。本日の出席者は協議会委員14名の内10名で、過半数を超えております。匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会は成立したことをここに御報告いたします。

また、本日干潟土地改良区から新たな委員を1名お迎えしていますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員から自己紹介)

(司会)

ありがとうございました。それでは議事に入る前に、協議会長より御挨拶をいただきたいと思ひます。

(会長)

公私共お忙しいなか、当協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。本日御審議いただくのは、匝瑳市長から諮問のありました、平成26年5月受付分、匝瑳市農業振興地域整備計画変更10案件についてです。委員の皆様のご慎重なる御審議をお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。それでは、議事に入りたくと思ひます。匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第1項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

(議長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。それでは、議題に入らせていただきます。はじめに議題の(1)「匝瑳市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について」の審議は、重要変更となる除外8案件と編入1案件、軽微変更となる用途変更1案件の合計10案件です。案件番号順に、事務局からの説明が終了後、案件ごとに審議をしていきたいと思ひます。

それでは、案件毎の審議に入りたくと思ひます。まず案件番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

除外案件1 駐車場用地について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件2について事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件2 葬儀式場・駐車場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員A)

排水の同意先は大利根土地改良区ですか。

(事務局)

そうです。

(委員A)

流末は脇の土水路に流すという話でありますか。

(事務局)

そうです。

(委員A)

農業委員会の質問で土水路に流すというのはいかなるものか、数百メートルのところで構造物がある排水路があるので、その辺をどうするのかという話がある。建物を建てるのであれば、開発行為に係る排水の問題はきちんとした計画があるだろうと思うが、大利根土地改良区にはその話が来ているのですか。

(事務局)

大利根土地改良区との協議はしています。

(委員B)

その後何か話はありましたか。

(事務局)

ありません。

(委員B)

農業委員会の総会時のままですか。

(事務局)

6月24日の農業委員会総会後に、計画者からの話はありません。

(事務局)

開発行為という中で排水問題やその他の問題について、建築基準法を含めて審査するものと思われます。

(議長)

他にはありますか。ないようですので採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件3について事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件3 作業場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件4について事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件4 専用住宅について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

( 議長 )

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件 5 について事務局の説明を求めます。

( 事務局 )

除外案件 5 専用住宅について説明いたします。

( 事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等 ) により案件説明する。

( 議長 )

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

( 議長 )

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

( 議長 )

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件 6 について事務局の説明を求めます。

( 事務局 )

除外案件 6 倉庫用地・駐車場について説明いたします。

( 事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等 ) により案件説明する。

( 議長 )

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

( 委員 C )

案件 6 と案件 7 は隣同士で関連はあるのか。

( 事務局 )

あります。

( 委員 C )

始末書をいただいているとのことで、案件 7 とともに聞きたいが、平成 19 年から 7 年間建てられているということで、アクションの仕方は本人からの申請か、それとも指導ですか。

( 事務局 )

この案件は、本人申請です。

( 委員 C )

過去の事例の中で、こういったようなことはありましたか。

( 事務局 )

追認案件はありました。

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件7について事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件7 作業場用地・居宅用地について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。除外案件8について事務局の説明を求めます。

(事務局)

除外案件8 事務所兼倉庫用地・駐車場・資材置場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

< 異議なしの声 >

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

< 挙手全員 >

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。以上で除外の案件については、終了いたします。

続いて編入の案件番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

編入案件 1 ビニールハウスの建設について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

<異議なしの声>

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。以上で編入の案件については、終了いたします。

続いて用途変更案件番号 1 について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

用途変更案件 1 子豚育成舎及び養豚用機材格納倉庫について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御意見等ありますか。

(委員 C)

地目が田で現状は畑であるが、なぜこういうことになっているのですか。

(事務局)

いつ田を畑にしたかは、確認していません。

(議長)

農業委員会は、何かありますか。

(委員 A)

特にありません。

(議長)

それでは採決に移ります。本案件について、適当とされる方の挙手を願います。

<挙手全員>

(議長)

全委員挙手により本案件は承認されました。以上で議題(1)の審査を終了してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(議長)

続きまして、議題の2 その他についてですが、委員の皆様又は事務局より何かございますか。

(事務局)

今後のスケジュールを説明する。

(議長)

以上を持ちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会の閉会をいたします。長時間にわたり、ありがとうございました。